

江東区長 殿

申請者

住 所  
氏 名  
電 話



実務取扱者

住 所  
氏 名  
電 話  
(担当者)



## 区有地境界確定申請書

私所有の下記土地と隣接する区有地との境界（地図朱線の箇所）を協議し、確定の上、土地境界図の取り交わしについてお願いします。

### 記

1 土地の所在・地番

江東区

番

2 添付書類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 資格証明書（法人の場合）
- (3) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）
- (4) 法定代理人を証する書面（法定代理人による申請の場合）
- (5) 地図（公図）の写し
- (6) 申請地に係る登記事項証明書（全部事項証明書）
- (7) 現地案内図
- (8) その他参考資料

---

### 注意事項

- ・ 区有地であることを確認の上、申請してください。
- ・ 既に境界確定が済んでいる箇所は、改めて境界確定を行う必要がありませんので、事前に境界確定の有無を調査の上、申請してください。
- ・ 申請書の記入及び添付書類の作成についての注意事項は3面にあります。
- ・ 現地立会を実務取扱者等に委任される場合は、事前に委任状が必要となります。





◎ 申請書の記入及び添付書類の作成に当たっては、以下の事項に注意してください。

## 1 記入事項

### (1) 土地調書

土地所有者が自らの境界線を主張するための必要な資料を調査し、記入してください。

### (2) 申請目的

申請者は、該当する申請目的の番号に○を付けてください。複数の申請目的がある場合は、該当する番号にそれぞれ○を付けてください。

### (3) 土地所有者調書

申請地（箇所）の両隣の土地について土地登記簿等を調査し、記入してください。

なお、土地所有者が多いため、記入欄に記入しきれない場合は、同じ様式で調書を作成し添付してください。

## 2 添付書類

※ 印鑑証明書以外の添付書類は、原本を還付することができます。その場合は、写しを添付し、原本を持参してください。

### (1) 印鑑証明書

発行日から3か月以内のものを添付してください。

### (2) 資格証明書（法人の場合）

発行日から3か月以内のものを添付してください。

### (3) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）

相続人による申請の場合は、法務局発行の法定相続情報一覧図の写しを添付してください。これによらない場合は、相続関係説明図を作成し、作成年月日及び作成者氏名を記入の上添付し、相続人全員から申請してください。

なお、既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、遺産分割協議書の写しを添付し、その相続人から申請してください。

相続関係説明図及び遺産分割協議書の写しを添付する場合は、戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書（既に遺産分割協議が終了している場合）の原本及び写しを持参してください。原本は確認の後にお返しします。

### (4) 法定代理人を証する書面

発行日から3か月以内のものを添付してください。

### (5) 地図（公図）の写し

法務局で取得した内容証明付の地図（公図）（発行日から3か月以内のもの）を添付してください。ただし、法務局で取得した内容証明付の地図（公図）をインターネットにて取得して添付する場合は、実務取扱者（実務取扱者を置かない場合は、申請者）が記名押印したものを提出してください。

### (6) 申請地に係る登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日から3か月以内のものを添付してください。全部事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合は、住所移転の経緯が分かる公的証明書等の資料を添付してください。

また、申請書の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有することを確認できる書面を持参してください。

例：親権を証する書面、差押物件に対する債権者の同意書

破産管財人選任証書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等

登記事項をインターネットにて取得して添付する場合は、実務取扱者（実務取扱者を置かない場合は、申請者）が記名押印したものを提出してください。

(7) 現地案内図

住宅地図等に申請地（箇所）を明記した図を添付してください。

(8) その他参考資料

必要に応じて、旧公図の写し、地積測量図等を添付してください。

◎ 申請書提出後は、速やかに担当者と打合せを進めてください。次の事項に該当する場合は、原則として協議が成立しなかったものとみなし、申請書はお返しします。

(1) 申請受理後、3か月を経過しても現地立会いが終わらない場合

(2) 立会い終了後、2か月を経過しても区有地境界図の提出がない場合

(3) 申請受理後、申請者の要件を欠くことが判明した場合。ただし、売買等により当該土地の所有権を新たに取得した方が、境界確定の申請の継続を希望し、土地所有者変更届を提出した場合は、協議を継続することができます。

◎ 境界確定が終了し協議が整った場合は、区有地境界図作成方法に基づき、区有地境界図を作成し、必要な成果を提出してください。

◎ 区に提出された区有地境界図は、区役所窓口にて、一般に閲覧、写し及び証明の発行を行います。

問合せ先                      〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区土木部管理課境界確定係

電話    03（3647）9641

FAX    03（3647）8454